

## 朝霞市中小企業向け融資制度のご案内

市内事業者様向けの融資制度についてのご案内です。

申請の際は、あらかじめ利用予定金融機関にご相談の上、申請するご本人がお越しく下さい。

制度名	無担保無保証人特別資金融資 (特別小口融資)	中口資金融資制度 ※特別小口の要件に該当する場合も利用可
貸付限度額※1	1,250万円	運転資金 1,500万円 設備資金 2,000万円 併用の場合 2,000万円
資金使途	運 転 ・ 設 備	運 転 ・ 設 備
貸付期間及び据置期間	運転10年・設備12年 (据置6ヶ月可)	運転10年・設備12年 (据置6ヶ月可)
貸付利率	年1.5%	年1.5%
保証料率	0.80% 以内	1.59%以内 ※事業者選択型経営者保証非提供制度 を利用する場合は上記に0.25%～ 0.45%上乗せ
	信用保証料 = 借入金額×保証料率×保証期間(月)/12×分割係数(0.55～0.70)	
連帯保証人	不 要	個人:原則不要  法人:原則代表者のみ ただし、事業者選択型経営者保証非提供 制度を利用する場合は不要
担保	不 要	不 要
課税要件	以下が課税されていること。 個人:個人市県民税の均等割・所得税割 法人:法人市民税の均等割・法人税割	なし
その他要件	常時使用する従業員が5人以下～20人以下(業種による) ※詳細は1-1 ご利用要件を参照	常時使用する従業員が50人以下～300人以下(業種による) 資本金要件5千万円以下～3億円以下(業種による) ※詳細は1-1 ご利用要件を参照
利子補給制度	支払った利子額の一部を補助します。(遅滞なく返済されている場合に限る。) ① 補助率:支払利子額の7分の4(約57%) ② 補助期間:運転資金5年、設備資金6年 ※ 市外に事業所を移転した場合、移転した月までの支払利子が補助金の対象です。	

※1 貸付限度額は、これまでの保証協会付融資の借入及び返済状況により異なります。

### 申し込み及び問い合わせ先

朝霞市市民環境部産業振興課産業労働係(平日8:30～17:15)

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

TEL 048(463)1903(直通) FAX 048(467)0770

ホームページ<http://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/13/finance.html>

※ホームページに必要書類、記入例を掲載しています。

※支所・出張所では受け付けておりません。



## 1-1.ご利用要件(特別小口・中口共通)

### 法人・個人事業主共通

- 市内に事業所があり、実際に事業活動を行っている。
- 市内で同一事業を1年以上営んでいる。
- 市税を完納している。(市・県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)
- 信用保証協会の保証となる業種を営んでいる。
- 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担しておらず、その連帯保証人でもない。
- 常時使用する従業員数又は資本金が下表に該当する。

	従業員数 (特別小口)	従業員数 (中口)	資本金 (中口)
製造業 (運送・建設・鉱業含む)	20人以下	300人以下	3億円以下
卸売業	5人以下	100人以下	1億円以下
サービス業	5人以下	100人以下	5千万円以下
宿泊業・娯楽業	20人以下	100人以下	5千万円以下
小売業(飲食業含む)	5人以下	50人以下	5千万円以下
医業	20人以下	個人100人以下 法人300人以下	—

※従業員数にはパート・アルバイトを含む。

### 法人のみ

- 朝霞市に法人市民税を納税している。
- 設備資金の場合、市内事業所で利用する設備であること。(市外設置設備は対象外)

### 個人事業主のみ

- 市内に居住し、住民基本台帳に登録されている。

## 1-2.ご利用要件(特別小口のみ)

### 法人・個人事業主共通

- 申請時において、信用保証協会付融資の借入がない。(特別小口保険付融資を除く。)

### 法人のみ

- 法人市民税の均等割・法人税割が課税されている。

### 個人事業主のみ

- 個人市県民税の均等割・所得税割が課税されている。

## 2.連帯保証人について(中口のみ)

※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く。

【法人】申請する法人の代表者を連帯保証人としませんが、以下の全てを満たす場合省略できます。

※以下を満たす場合も、信用保証協会の審査によっては連帯保証人を徴求されることがあります。

- 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でない。
- プロパー融資の残高がある又は信用保証協会の保証を付した融資と同時にプロパー融資を実行する。※プロパー融資…経営者保証を不要とし、かつ保全がない信用保証協会の保証を付さない融資
- 融資申込金融機関から「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱確認書」の発行を受けている。

【個人事業主】原則不要ですが、以下の場合は徴することがあります。

- ① 実質経営者、営業許可名義人、申込人と共に、当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ② 申込者(代表者)が健康上の理由により、事業継承予定者を連帯保証人とする場合
- ③ 通常考えられる保証リスク許容額を超える保証依頼がある場合で、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- ④ 信用保証協会の審査の結果、変更を求められた場合

### 3.その他

- ① 申し込み受付後、市の現地調査があります。また、金融機関に書類を提出するまで1～2週間程度かかります。
- ② 申し込み時、既に代金支払済又は設置済の設備は融資の対象となりません。  
また、設備設置完了後、市と金融機関に領収書等を提出していただきます。
- ③ 設備資金でナンバーが「3」「5」「7」の車や、「8」ナンバーで乗用車形態の車を購入する場合は事前に市役所にお問い合わせください。また、用途について詳しく伺う場合があります。
- ④ 金融機関・埼玉県信用保証協会等の条件・審査により、ご希望に添えない場合があります。
- ⑤ 提出書類一式は、市から金融機関に提出します。申請後の返却はできませんのでご了承ください。
- ⑥ 申込書類は、黒のボールペンで記入してください。「消せるボールペン」は使えませんのでご注意ください。

### 4.取扱金融機関一覧

金融機関名	所在地	電話番号
埼玉りそな銀行朝霞支店	朝霞市本町1-9-3	048(464)2111
埼玉りそな銀行志木支店	志木市本町5-17-3	048(471)3551
埼玉りそな銀行和光支店	和光市本町2-1	048(461)5691
埼玉りそな銀行新座支店	新座市東北2-36-27	048(472)5151
武蔵野銀行朝霞支店	朝霞市本町1-2-29	048(461)5345
きらぼし銀行朝霞支店	朝霞市根岸台5-1-1	048(466)0331
東和銀行朝霞支店	朝霞市本町2-6-28	048(464)7111
りそな銀行朝霞台支店	朝霞市東弁財1-3-11	048(474)1131
みずほ銀行朝霞支店	朝霞市本町2-4-9	048(466)4611
みずほ銀行成増支店	板橋区成増2-11-2	03(3930)5126
埼玉縣信用金庫朝霞支店	朝霞市仲町1-3-35	048(463)3131
埼玉縣信用金庫新座支店	新座市東北2-13-17	048(471)4337
巢鴨信用金庫朝霞台支店	朝霞市北原2-15-7	048(475)0311
東京信用金庫朝霞支店	朝霞市本町1-19-54	048(466)1100
東京信用金庫志木支店	志木市本町5-19-22	048(472)3211
川口信用金庫志木支店	志木市本町2-5-40	048(471)2525
川口信用金庫宗岡支店	志木市中宗岡4-16-10	048(474)2121
川口信用金庫和光支店	和光市本町18-7	048(461)4187
三菱UFJ銀行新座志木支店	新座市東北2-36-24	048(472)2213
三井住友銀行新座志木支店	新座市東北2-35-17	048(473)7800
飯能信用金庫朝霞支店	朝霞市西原1-2-36	048(424)2131

※順不同

**融資依頼申込時の必要書類** ○印は必ず、△印は該当する場合に提出してください。

提出書類	個人	法人	備考
朝霞市中小企業融資依頼申込書類確認票	○	○	市役所5階:産業振興課56番
朝霞市中小企業融資依頼申込書(様式第1号)	○	○	市役所5階:産業振興課56番
納税証明書(直近2年度分※1) 必要税目 法人:法人市民税、固定資産税、軽自動車税 個人:市県民税、固定資産税、軽自動車税 ※ 固定資産税、軽自動車税はお支払いいただいている方のみ ※ 個人で、非課税の場合は、非課税証明書	○	○	市役所2階:収納課20番 ※2
法人税割額(個人の場合は所得税割額)および均等割額が確認できる書類 ※市民税・県民税額決定・納税通知書または法人住民税の申告書または税額決定通知書など	△	△	無担保無保証人特別資金融資を利用する場合
課税証明書(直近2年度分) ※ 非課税の場合は、非課税証明書	○	△	市役所2階:課税課21番 ※2
営業証明書	○	△	市役所2階:課税課21番
住民票	○	△	市役所1階:総合窓口課 ※2
経歴書	○	○	市役所5階:産業振興課56番
事業概要書(様式第2号)	○	○	市役所5階:産業振興課56番
試算表(決算後6か月を経過した場合)	△	△	市役所5階:産業振興課56番
営業許認可書(許認可を必要とする業種)	△	△	写しを提出(提出が難しい場合、ご相談下さい。)
受注明細書(様式第3号) (直近3か月分)(許可を持たない建設業)	△	△	市役所5階:産業振興課56番
見積書原本の写し・カタログの写し(設備資金のみ)	△	△	個人の場合は個人名、法人の場合は法人名で取得
物件の貸主からの承諾書と賃貸借契約書の写し (設備資金で、賃貸物件の改装等を行う場合)	△	△	
確定申告書と付属書類の写し(2年分)	○	△	
申告書及び決算書と付属書類の写し(2年分)	△	○	
履歴事項全部証明書	△	○	さいたま地方法務局本局または志木出張所等
印鑑登録証明書	○	○	個人:総合窓口課 ※2、法人:法務局
個人情報の提供に関する同意書(様式第4号)	○	○	市役所5階:産業振興課56番
宣誓書(定型様式:飲食業を営んでいる場合)	△	△	市役所5階:産業振興課56番
在留カード(両面)の写し又は特別永住者証明書	△	△	外国籍の方の場合
金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い確認書 (「2 連帯保証人について」を参照。)	△	△	融資申込み金融機関で発行。 確認書の発行を受けた法人については、連帯保証人関係書類の提出は不要。

連帯保証人関係提出書類(中口のみ)	法人 代表者	備考
※事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く。 納税証明書(代表者個人分:直近1年分) 必要税目:市県民税、固定資産税、軽自動車税 ※ 固定資産税、軽自動車税はお支払いいただいている方のみ ※ 非課税の場合は、非課税証明書	○	市役所2階:収納課20番 ※2
課税証明書(代表者個人分)(直近1年分) ※ 非課税の場合は、非課税証明書	○	市役所2階:課税課21番 ※2
住民票(代表者個人分)	○	市役所1階:総合窓口課 ※2
固定資産評価額証明書(所有資産がある者)	○	市役所2階:課税課23番 ※2
印鑑登録証明書(代表者個人分)	○	市役所1階:総合窓口課 ※2

※1 内間木支所、朝霞台出張所および朝霞駅前出張所でも取得できます。

※2 各証明書の発行日は、申込日から3か月以内のものとしてください。また、各証明書の取得には所定の手数料がかかります。

※ 必要に応じて、上記以外の書類を提出していただくこともありますので、ご了承ください。

※ 他市区町村に住所又は所有財産がある場合は、それぞれの市区町村の役所・役場で取得してください。